

別記様式第1号(第四関係)

# 亀岡中部地区活性化計画

京都府亀岡市

令和4年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	亀岡中部地区活性化計画
都道府県名	京都府
市町村名	亀岡市
地区名(※1)	亀岡中部地区
計画期間(※2)	令和4年度～令和6年度

## 目 標 : (※3)

亀岡中部地区は、京都府亀岡市の中心に位置し、京都縦貫自動車道のインターチェンジや国道など交通の利便性にも恵まれたエリアである。現在、農業基盤の強化を図るための国営緊急農地再編整備事業が実施されており、事業終了後の生産性向上が期待されているエリアでもある。一方で地域内の人口は、2010年から2015年の5年間で8%の減少となっており、農家戸数の減少、高齢化の急激な進展等が顕著な状況となっている。

こうした課題を解決するためには、地域内の農業者の所得の安定化や生産意欲の向上などを図るとともに、新規就農者を呼び込むためにも、地域内の農産物をPR、販売する直売所等の拠点整備が必要である。そこで、販売・PR拠点としての農産物直売所を地域内に整備し、地域外から人を呼び込むことで、農業振興や周辺観光も含めた地域活性化につなげることとし、地域産物の販売額について、令和3年度において0円のところを53,100千円(令和5～令和7年度平均)とすることを目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

亀岡中部地区は、京都府亀岡市の中心部に位置し、昭和30年の亀岡市制施行前の旧藤田野村、本梅村、曾我部村の3村にあたる。当該区域内に京都縦貫自動車道亀岡ICがあり、また、国道372号・423号が地域内を通過しており、京阪神都市圏から車で1時間圏内という立地条件にある。

当該地域は一級河川淀川水系桂川(保津川)右岸の、比較的穏やかな傾斜の農業地帯であり、水稻を中心とした土地利用型農業の経営が行われている。ほ場が狭小で不整形であるため機械の大型化が難しいことや一部で排水不良が生じていることなどから、平成26年度から令和8年度までの予定で、現在国営緊急農地再編事業「亀岡中部地区」が実施されており、事業終了後の生産性向上が期待されている。主要な農産物はお米であるが、近年は以前当地区の特産品であった玉ねぎ生産の復活や、ねぎ、かぶ、ほうれん草などの生産に取り組む農業者が出ているほか、丹波の名産である黒枝豆や近隣での生産例が少ないアスパラガスなど多様な品目の生産を展開しつつある。

当地には、平安時代初期に起源があるとされる、五穀豊穡などを祈る国指定無形民俗文化財「佐伯灯籠」や西国三十三所第21番札所の穴太寺などの名所旧跡のほか、京の奥座敷として知られる湯の花温泉や毎秋多くの来場者でにぎわう「京都丹波／亀岡 夢コスモス園」など観光資源を豊富に有している。

### 現状と課題

市全体の農業産出額は、2019年で57億2千万円となっており、2014年の56億円から微増となっている。この産出額のうち「米、野菜」で37億4千万円となり、全体の65%を占めている。活性化区域内の総農家戸数は2020年で425戸と推定され、2005年の655戸から約35%減少している。また基幹的農業従事者を年齢別にみると、2005年から2020年の15年間で65歳未満が77%減り、全体の約11%となり、65歳以上が89%となっている。生産者の高齢化や従事者の減少が著しく、今の段階で食い止める必要がある。そのためには新規就農者にとって農業が魅力的なものとなるよう、農産物の直接生産だけでなく、直売所を活用した販売施設や施設内への加工機能の併設を通じた6次産業化の推進が重要であるが、現在地域内には週末を中心とする小規模な施設しか存在しないことから、直売施設の整備は、地域活性化の拠点として必要である。

現在、雇用を生み出す直売施設等が存在しないことから、定住人口の確保に向けた雇用先も必要である。

### 今後の展開方向等(※4)

直売施設の整備により生産した農産物の販売を生産地近辺で行うことができるため、農業生産の効率化を図ることで、生産者の負担軽減及び所得向上につながり、施設近辺への生産者の定住を促す効果が見込める。

また、当地区の主要農産物であるお米を活かしたお餅やバラ寿司、直売施設近くに伝わる国指定重要無形民俗文化財である佐伯灯籠で出されるとり貝鮎などの商品開発による六次産業化の推進や地産地消の拡大などの効果も期待でき、地域住民の農業に対する「愛着」や「誇り」の醸成にもつながる。

地域内には令和元年度に年間24万6千人が利用した京の奥座敷「湯の花温泉」や西国三十三所第21番札所である穴太寺などの魅力的な観光資源が豊富に存在することから、直売施設を拠点として地域内の観光資源をつなぎ、相乗効果による賑わい創出効果が見込まれる。

このような取り組みを通じて、農業者の生産意欲や所得の向上につなげ、新規就農者の確保につなげることで、地域の活性化及び持続性の確保に寄与していきたい。地域内に存在する観光資源を有機的に結びつける役割を直売所が担い近隣の宿泊施設と連動した農作業体験の実施などにより、地域全体の交流人口の増加にもつながり、賑わいの創出につながる効果も期待できる。

**【記入要領】**

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
亀岡市	亀岡中部地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	佐伯農家組合	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
亀岡市	亀岡中部地区	国営緊急農地再編整備事業	農林水産省	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

亀岡中部地区(京都府亀岡市)	区域面積(※2)	4,985ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 亀岡中部地区は水稻や野菜栽培を中心とする農業が盛んな地区である。当該地区の総面積は4,985haであり、土地利用の内訳は、農地が423ha、林野が3,336haとなっており、農林地面積は75%と概ね8割を占めている。また、当該区域内における全就業者数(3,269人)に対する農業従事者(286人)の割合は約9%であり、当該区域の土地利用の状況、農業従事者数からみて、農林漁業が重要な産業となっている地域である。 【出典 令和3年市課税情報、2015年国勢調査、2015年農林業センサス】</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 亀岡中部地区は、平成22年に7,401人だった人口が、平成27年には6,795人に減少しており(5年間で8%)、農家数も平成17年の665戸が令和2年には425戸に減少している(15年間で35%)。高齢化率も平成22年の27%から平成27年には34%に上昇し、高齢化率の上昇及び農家数の減少が急速に進んでいる。 【出典 2005年・2020年農林業センサス、2010年・2015年国勢調査】</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 亀岡中部地区を構成する曾我部町、菟田野町の一部に市街化区域が存在するため、今回の区域設定にあたっては当該区域を除外した。したがって線引き及び用途地域に該当しない区域であり、既に市街地を形成している区域以外である。</p>		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。



## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画目標達成については、整備する直売所による地域産物の販売額の増加に着目し、評価・検証を行う。現段階で直売所が未整備のため、令和3年度販売額は0円とし、令和5～7年度の当該直売所売上額の平均値により評価を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。